



山梨労働局  
山梨県  
平成28年4月12日 発表

担当	山梨労働局 職業安定部職業安定課 課長 宮崎 正人 地方労働市場情報官 村松 聡 電話 055-225-2857	山梨県 産業労働部労政雇用課 課長 上野 睦 総括課長補佐 大芝 一仁 電話 055-223-1561

## 労働局長と県知事が「山梨県雇用対策協定」を締結

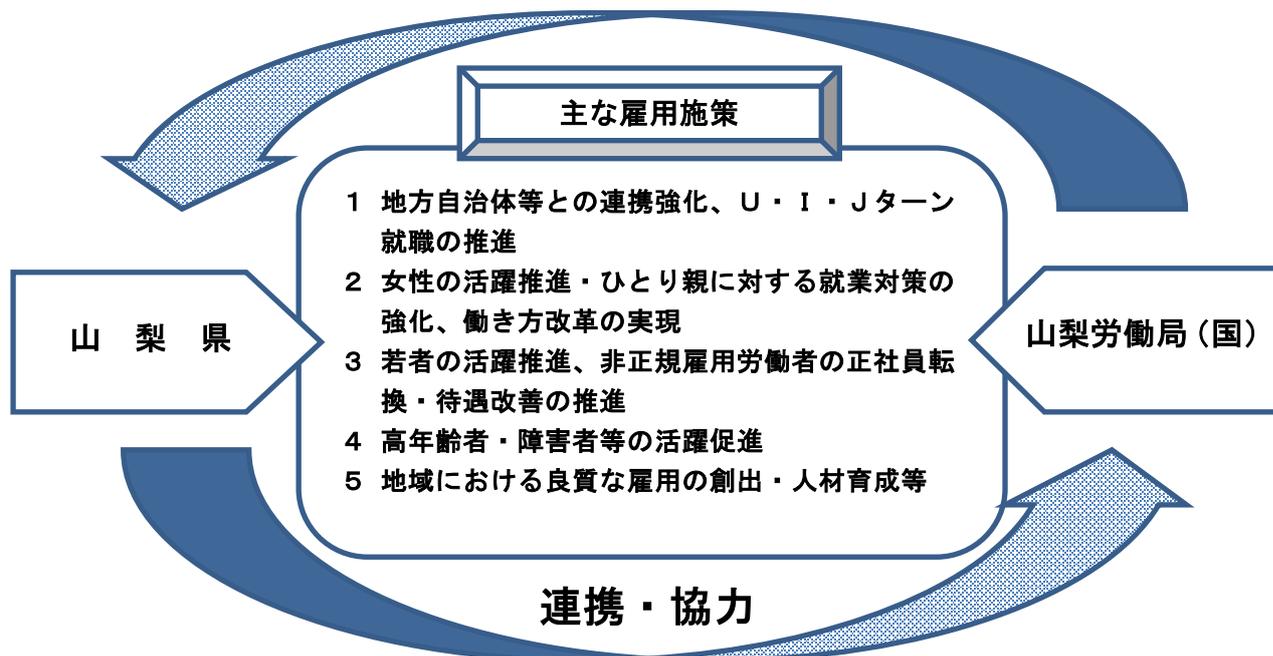
山梨労働局と山梨県は、国が推進する雇用施策と山梨県が推進する雇用、福祉、教育、産業振興等の様々な雇用失業情勢の改善に向けた各種施策を、総合的、効果的かつ一体的に実施するため、「山梨県雇用対策協定」を締結しましたので公表いたします。

なお、同協定に基づく平成28年度事業計画は、雇用対策法施行規則第13条の規定による「雇用施策実施方針」に相当するものです。

同協定の締結により、これまで以上に山梨労働局と山梨県の日常的・継続的な連携を強化していきます。

### ※添付資料

1. 「山梨県雇用対策協定」について
2. 「山梨県雇用対策協定 平成28年度事業計画の概要」
3. 「山梨県雇用対策協定」
4. 「平成28年度山梨県雇用施策実施方針（山梨県雇用対策協定平成28年度事業計画）」





# 「山梨県雇用対策協定」について



平成28年4月12日

## 雇用対策協定とは

県と国が一体となって総合的に雇用対策に取り組むために  
県知事と労働局長が締結する協定

## 全国の締結状況

31都道府県55市4町1村にて締結(平成27年度末時点)

## 締結の目的

「県民の雇用の安定・向上を図る」ことを目的とし以下により推進

- ① 県と国が連携・協力して重点的に取り組む課題の明確化・認識を共有
- ② 課題解決のため、県と国が取り組む事項・連携して取り組む事項を明確化し、一体的に実施
- ③ 県と国との間で日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みを新たに構築(運営協議会を設置し、事業計画の進捗管理及び実績評価を行うなど確実な連携を図る)

## 締結の効果

これまでの「雇用施策実施方針」に代わり「事業計画」を策定

- ① これまでの「雇用施策実施方針」は県知事の意見を聞いて労働局長が策定(協定に基づく「事業計画」は県と国が共同で策定⇒知事の意見が反映されやすくなる。)
- ② 協定により県知事と労働局長は必要な要請を相互に行うことができ誠実に対応
- ③ 新たに「運営協議会」を設置し、県と国の間で日常的・継続的な連携を強化



県の実施する産業施策・福祉施策と国(労働局・ハローワーク)の全国ネットワークを活かした雇用のセーフティネット機能とが、それぞれの強みを発揮しつつ連携することで相乗効果を生み住民サービスの向上を図る。

# 山梨県雇用対策協定 平成28年度事業計画の概要

山梨県と山梨労働局は「山梨県雇用対策協定」を締結し、共同・連携のもと県民の雇用の安定及び向上に取り組んでまいります



山梨県



山梨労働局

- 一体的実施の推進
  - ・ やまなし・しごと・プラザの運営
  - ・ 子育て世帯の就労支援を重点的に行う新たな施設(やまなし・しごと・プラザサテライト)を開設
- やまなし暮らし支援センターにおけるU・I・Jターン就職の促進

## I 地方自治体等との連携強化 U・I・Jターンの推進

- 一体的実施の推進
  - ・ 子育て世帯の就労支援を重点的に行う新たな施設(やまなし・しごと・プラザサテライト)を開設
- U・I・Jターン希望者に対するきめ細やかな職業相談

- 女性活躍推進法の普及啓発
- 山梨県母子家庭等就業・自立支援センターによる就職支援の実施
- ワーク・ライフ・バランス推進事業の実施

## II 女性の活躍推進・ひとり親 に対する就業対策の強化 働き方改革の実現

- 女性の活躍推進のための積極的取組の推進
- ハローワーク甲府マザーズコーナーによる就職支援
- 働き方・休み方の見直しに向けた取組の推進

- ジョブカフェやまなしにおける就職支援の実施
- 大学等と県内企業との就職情報交換会の開催

## III 若者の活躍推進 非正規雇用労働者の正社員 転換・待遇改善の推進

- 若者雇用促進法の着実な施行
- 山梨県正社員転換・待遇改善実現地域プランに基づいた取組の推進

- 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の実施
- 「障害者就業・生活支援センター」による就労支援

## IV 高年齢者・障害者等の活躍 促進

- 企業等における高年齢者の雇用の推進
- 地域の関係機関と連携した多様な障害特性に対応した就労促進

- やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクトによる雇用創出

## V 地域における良質な雇用の 創出・人材育成等

- 県・関係機関との連携強化及び適切な受講あっせんと就職支援の実施

# 山梨県雇用対策協定

少子化・高齢化が一層進行し、労働力人口の減少が進む中、魅力ある地域社会を築き、県民の豊かで充実した生活の実現を図っていくためには、全国的な雇用施策に加え、山梨県の実情や課題に応じた独自の雇用対策を、地方自治体等と国の労働行政機関とが有機的な連携の下で機動的に進めていく必要がある。

このため、山梨県知事と厚生労働省山梨労働局長（以下「山梨労働局長」という。）は、以下のとおり「山梨県雇用対策協定（以下「協定」という。）」を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、山梨県と厚生労働省山梨労働局（以下「山梨労働局」という。）が、相互に密に連携して、山梨県が行う雇用に関する施策と、山梨労働局が行う職業紹介、雇用保険、その他雇用に関する施策について、効果的・効率的かつ一体的に実施することを目的として締結する。

## （事業内容等）

第2条 山梨県及び山梨労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、山梨県及び山梨労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

## （要請等）

第3条 山梨県知事及び山梨労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するために必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 山梨県知事及び山梨労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

## （秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、山梨県及び山梨労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

## （その他）

第5条  
1 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、山梨県及び山梨労働局は、協議して定めるものとする。  
2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

## 附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、山梨県知事及び山梨労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

## （協定締結当事者）

平成28年4月12日

山梨県知事

厚生労働省山梨労働局長

後藤 斎

能 坂 正 徳

平成28年度

# 山梨県雇用施策実施方針

【山梨県雇用対策協定 平成28年度事業計画】

山梨県・山梨労働局

# 平成28年度 山梨県雇用施策実施方針 概要

- 平成28年度  
主な雇用施策**

  - 地方自治体等との連携強化、U・I・Jターン就職の促進
  - 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化、働き方改革の実現
  - 若者の活躍推進、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進
  - 高齢者・障害者等の活躍促進
  - 地域における良質な雇用の創出・人材育成等



## 雇用施策に関する数値目標

- |   |   |
|---|---|
| <p>★ 職業安定行政における数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 就職件数(常用)..... 12,497件以上</li> <li>◎ 求人充足件数(常用)..... 11,911件以上</li> <li>◎ 雇用保険受給資格者の早期再就職件数... 3,325件以上</li> </ul> | <p>★ 山梨県と共同で定める数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ ジョブカフェにおける就職者数..... 1,100人以上</li> <li>◎ 山梨県求職者総合支援センターにおける就職者数..... 675人以上</li> <li>◎ 山梨県子育て就労支援センターにおける就職者数..... 225人以上</li> <li>◎ やまなし・しごと・プラザサテライトにおける就職者数..... 150人以上</li> </ul> |
|---|---|

# 目 次

I 趣 旨	1
II 平成28年度の主な雇用施策	1
1 地方自治体等との連携強化、U・I・Jターン就職の促進	1
（1）労働分野における国と県との連携窓口	2
（2）地方自治体との協定に基づく一体的実施の推進	2
（3）地方自治体と連携した職業相談・職業紹介	2
（4）技術系人材確保・育成への支援	2
（5）U・I・Jターン希望者に対する支援	2
2 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化、働き方改革の実現	3
（1）女性の活躍推進のための積極的取組の推進	3
（2）ひとり親に対する就業対策の強化	4
（3）男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備	4
（4）妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等を理由とする 不利益取扱い等を防止するための対策強化	4
（5）働き方改革の実現	4
3 若者の活躍推進、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進	5
（1）新規学卒者に対する就職支援の強化	5
（2）大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進	5
（3）若者と中小企業とのマッチングの強化	5
（4）ジョブカフェ等におけるきめ細かな就職支援の実施	6
（5）フリーターなどのキャリア形成・正社員転換などの支援	6
（6）ジョブ・カード制度の推進	6
（7）ニートなどの若者の職業的自立支援の強化	6
（8）非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現	6
4 高年齢者・障害者等の活躍促進	7
（1）企業等における高年齢者の雇用の促進	7
（2）シルバー人材センターの機能強化	7
（3）地域関係機関と連携した多様な障害特性に対応した就労促進	7
（4）「障害者就業・生活支援センター」との連携による職場定着の推進	8
（5）雇用率達成指導の強化	8
（6）障害者の職業能力開発支援の充実	8
5 地域における良質な雇用の創出・人材育成等	8
（1）山梨県による産業政策と一体となった雇用創造の取組への支援の強化	8
（2）地域の雇用情勢に対応した雇用機会の創出	8
（3）福祉分野の人材確保に向けた支援の強化	9
（4）山梨県・訓練関係機関との連携強化及び 適切な受講あっせんと就職支援の実施	9

<b>Ⅲ 雇用施策に関する数値目標</b> .....	9
<b>1 職業安定行政における数値目標の設定</b> .....	9
<b>2 山梨県と共同で定める数値目標</b> .....	10

## I 趣 旨

平成 27 年度の我が国経済をみると、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いた。ただし、年度前半には中国を始めとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れがみられた。その中で、輸出、設備投資の動向に関連する業種の比重の大きい山梨県経済においては、中国経済の影響を受けやすい環境にある中で、先進国を中心とした緩やかな成長にも助けられ、振れを伴いつつも底堅く回復基調をたどった。こうした状況下において、平成 27 年度の山梨県内の雇用情勢については、輸出・生産関連企業において、中国を始めとする新興国経済の景気減速の影響等を受け一部に弱さも見られたが、医療・福祉、サービス業などで求人需要が進み、特に観光関連企業において外国人観光客の増加による好調が続くなど、全体としては緩やかな改善が続いた。

政府は「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の実現に向け、平成 27 年 11 月に「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を取りまとめた。こうした政策効果により県内経済は緩やかな回復が確かなものとなることが期待される状況である。

また、山梨県は国勢調査によると平成 17 年から人口が減少に転じており、長期的にみて、今後も少子化・高齢化は一層進行し、労働力人口も減少するものと予想される中、人口減少に関する対策を推進するため、平成 26 年 8 月に「山梨県人口減少対策戦略本部」を設置した。

さらに、平成 27 年 12 月には県政運営の指針となる「ダイナミックやまなし総合計画」を策定するとともに、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

このような状況の下、魅力ある地域社会を築き、県民の豊かで充実した生活の実現を図っていくためには、全国的な雇用施策に加え、山梨県の実情や課題に応じた独自の雇用施策を、地方自治体等と国の労働行政機関とが有機的な連携の下で機動的に進めていく必要がある。

このため、山梨県が講ずる雇用に関連する施策と、山梨労働局（以下「労働局」という。）と県下の公共職業安定所（以下「安定所」という。）における職業相談、職業紹介その他の雇用に関する施策との連動の下、地方創生に向けた取組及び、県内の雇用失業情勢の改善に向けた取組を円滑かつ効果的に推進するために「山梨県雇用施策実施方針」を策定し、地域の実情に沿った雇用対策を講じることとする。

## II 平成 28 年度の主な雇用施策

### 1 地方自治体等との連携強化、U・I・J ターン就職の促進

労働局・安定所は、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えるために、雇用対策の実施について地方自治体等と日頃から意思疎通を図り、一層緊密な連携・協力関係を構築することにより、各般の施策の効果的な実施を図る。

#### (1) 労働分野における国と県との連携窓口

労働局は、「山梨県雇用対策協定」に基づく「山梨県雇用対策協定運営協議会」のほか、「山梨労働関係連絡会議」、「山梨県雇用対策連絡調整会議」、「雇用対策本部会議」を開催し、山梨県と密接に連携・協力の上、地域の雇用失業情勢等に係る情報の共有及び早期再就職支援等を行う。

#### (2) 地方自治体との協定に基づく一体的実施の推進

地方自治体からの提案を基に、国と地方自治体の間で締結する協定や関係者が参加する運営協議会を活用して県とは「山梨県求職者総合支援センター」、「山梨県子育て就労支援センター」、「やまなし・しごと・プラザサテライト」及び「やまなし暮らし支援センター」において、市町村とは「ワークプラザ甲府」及び「ほくとハッピーワーク」において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務の一体的実施の取組を推進する。

#### (3) 地方自治体と連携した職業相談・職業紹介

山梨市と身延町に設置してある「市町村連携型ふるさとハローワーク」において、求人検索端末装置による求人情報の提供及び職業相談・職業紹介を行う。

#### (4) 技術系人材確保・育成への支援

山梨県が策定した「技術系人材の確保・育成対策アクションプラン」への協力等を行う。

##### ① 県内における技術系人材の確保対策への協力

山梨県が技術系人材の県内就職を支援するため実施している「企業等と山梨大学との情報交換会」の開催、県内大学等へのキャリア・カウンセラーの派遣事業などに対して、労働局は山梨県の要請に基づき積極的に協力していく。

##### ② 技術系人材の確保・育成対策への協力

山梨県が主催する「産学官連携人材確保・育成推進会議」において、関係者とともに技術系人材育成事業等について検討を行う。

また、小学校から大学までの各段階において、キャリア教育やインターンシップを推進して職業観の醸成を図るため教育機関や地域産業界との連携を強化して技術系人材の育成に協力する。

#### (5) U・I・Jターン希望者に対する支援

県内中小企業の人材確保と定住人口確保を図るため、労働局において、U・I・Jターンに資する求人情報・面接会等の各種情報について首都圏等労働局に設置された地方就職支援コーナーに対して随時提供するとともに、山梨県から提供された地域の生活情報等も併せて地方就職支援コーナーに提供する。

また、「やまなし暮らし支援センター」へ付加したハローワーク機能及びハローワーク大月へ設置するU・I・Jターン窓口を活用した職業紹介や首都圏大学等への訪問により、U・I・Jターン就職希望者に対する支援を山梨県と一体的に実施

していく。

県外大学生やU・I・J ターン希望者等を対象とした就職面接会を山梨県と共催して開催するほか、「ユースバンクやまなし」に登録した本県出身の県外大学生等への県内の企業情報や就職関連情報の提供事業に協力する。

さらに、山梨県等が実施する地方創生加速化交付金を活用した事業によるU・I・J ターンの創出に協力する。

## 2 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化、働き方改革の実現

### (1) 女性の活躍推進のための積極的取組の推進

#### ア 「女性活躍推進法」の円滑な施行

女性はその個性と能力を十分に発揮できる環境を整備するため、地方公共団体と連携し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号、以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、平成28年4月1日から、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主に義務化される一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表等について周知・徹底を図るとともに、認定に向けた働きかけを行う。

また、地方公共団体と連携して、女性活躍加速化助成金や中小企業に対する行動計画の策定支援、「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用を促し、女性の活躍に向けた取組を推進する。

#### イ 女性のライフステージに対応した活躍支援

ハローワーク甲府マザーズコーナーにおいて、求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスを提供する。

具体的には、キッズコーナーやベビーチェアの設置により子ども連れで来所しやすい環境を整備した上で、個々の求職者の状況に応じた就職実現プランを策定し、求職者のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行う。

また、個別求人開拓を実施するほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供を行うとともに、託児付きセミナー等を求職者のニーズに応じて実施する。

さらに、地方自治体等の関係機関との連携の下で、就職を希望する子育て女性等に対する支援を実施する。

具体的には、子育て中、又は子育てが一段落し、就業を希望する女性等の就職支援を一層強化するために山梨県が平成26年10月に甲府市内に設置した「山梨県子育て就労支援センター」において、国が行う無料職業紹介と県が行う業務を一体的に実施する。

また、富士吉田市内においても「やまなし・しごと・プラザサテライト」を開設し、一体的実施により同様の支援を行う。

## (2) ひとり親に対する就業対策の強化

労働局は、ひとり親家庭の自立を支援するため、山梨県の策定した「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、山梨県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就職支援に協力するとともに、マザーズハローワーク事業において、ひとり親に対する就職支援を地方公共団体と連携して実施する。

また、8月の児童扶養手当の現況届提出時に地方公共団体にハローワークの臨時相談窓口の設置等を行う「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施する。

さらに、試用雇用から長期雇用につながる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とするとともに活用を促進していく。

## (3) 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備

### ア 仕事と育児・介護の両立支援制度を取得しやすい環境の整備

労働局は、希望出生率1.8の実現、介護離職ゼロに向け、育児休業や介護休業等を取得しやすい環境を整備するため、地方公共団体と連携し、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成三年法律第七十六号）に基づく仕事と家庭の両立支援制度の周知を図るとともに、仕事と育児や介護の両立に取り組む事業主に対する各種助成金制度についても活用を促す。

また、育児・介護休業制度の見直しを内容とする改正法について効果的な周知に取り組む。

### イ 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の取組促進

労働局は、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第一百二十号）を踏まえ、企業における仕事と育児の両立支援の取組促進のため、地方公共団体と連携し、男性の育児休業取得促進及び非正規雇用労働者への取組も含め、一般事業主行動計画の策定、くるみん認定及びプラチナくるみん認定に向けた働きかけを行う。

## (4) 妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等を理由とする不利益取扱い等を防止するための対策強化

労働局は、妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等を理由とする不利益取扱いについて、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、地方公共団体と連携し、未然防止に向け、効果的な周知・啓発を図る。

また、妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等を理由とする上司・同僚からの就業環境を害する行為の防止措置の義務化等を内容とする改正法について効果的な周知に取り組む。

## (5) 働き方改革の実現

労働者の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等「働き方改革」を進めていくことが求められている。

このため、「働き方改革」の実現に向けて、山梨県との連携の下、労働局は引き続き「やまなし働き方改革推進会議」を開催し、地方公共団体や労使団体等との協働による地域における年次有給休暇の取得促進に向けた取組や、働き方・休み方の見直しに向けた周知・広報等の取組を実施するとともに、地域企業トップに対しても、働き方改革に取り組むよう働きかける。

### **3 若者の活躍推進、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進**

平成 28 年 3 月新規学卒者の就職内定状況を見ると、高校生については平成 28 年 1 月末現在で 95.8%（前年同期比 0.6P 増）、大学生等については平成 28 年 2 月 1 日現在で 75.6%（前年同期比 5.0P 増）といずれも前年度を上回っており、新卒者の就職環境は順調に回復している。

また、県下の安定所における平成 27 年度のフリーターの常用就職件数は、平成 28 年 1 月末現在で 2,480 件と前年同期に比べて 10.8%増加しており、フリーターの正規雇用化は着実に進んでいる。新規学卒者については希望者すべてが就職できるよう就職支援を強化するとともに、雇用情勢が着実に改善している今、フリーター等の非正規労働者の正社員化の実現を強力に進めることにより、将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、若者雇用促進法の着実な施行に取り組み、若者等に対する包括的な支援を行う。

#### **(1) 新規高卒者に対する就職支援の強化**

労働局は、甲府新卒応援ハローワーク（ヤングハローワーク）等の学卒ジョブサポーターを活用し、計画的な学校訪問等により進路指導担当者と連携を図りつつ、求人開拓、求人情報の提供及び個別職業相談等の必要な支援につなげることにより、高校卒業予定者の的確な就職支援を実施する。

また、県内への就職を促進するため、山梨県、山梨県教育委員会と連携して、経済団体及び個別企業を訪問し、採用拡大と早期求人申込み等の要請を行うなど、新規高卒者の就職支援に強力に取り組む。

#### **(2) 大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進**

労働局は、大学などの未就職卒業者を減少させるため、学卒ジョブサポーターの学校担当制や、大学などへの学卒ジョブサポーターの相談窓口設置・出張相談の強化を図る。

また、中小企業団体・安定所・大学等間の連携強化などを図るとともに、安定所、山梨県、労働界、産業界、大学等の関係者で構成する「山梨労働局新卒者等就職・採用応援本部」等を活用することにより、地域の実情に応じた就職支援を行う。

さらに、山梨県が実施する合同就職面接会や学校と企業との就職情報交換会、やまなし就職応援ナビの運営に対して、労働局は山梨県の要請に基づき積極的に協力していく。

#### **(3) 若者と中小企業とのマッチングの強化**

労働局は、中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な中小企業による「ユースエール認定企業」制度の周知を行い、当該認定企業の確

保構築を図る。また、「ユースエール認定企業」などを集めた面接会の実施、学卒ジョブサポーターによる定着支援などを行う。

#### (4) ジョブカフェ等におけるきめ細かな就職支援の実施

若年者に対する幅広い就職支援メニューをワンストップで提供するために、山梨県が設置する「ジョブカフェやまなし」において、労働局の委託事業として、経済団体等関係機関との連携の下、企業説明会や各種セミナーの開催等を行う若年者地域連携事業を実施するとともに、併設している甲府新卒応援ハローワーク（ヤングハローワーク）において、職業相談・職業紹介を実施する。

#### (5) フリーターなどのキャリア形成・正社員転換などの支援

甲府・都留・塩山・韮崎・鯉沢安定所内の「わかもの支援コーナー（窓口）」などで、就職支援ナビゲーターによる個別指導、トライアル雇用やジョブ・カードを活用した有期実習型訓練により、フリーターなどの就職支援、キャリアアップを促進する。

また、非正規雇用で働く労働者のキャリアアップ（正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など）に取り組む企業に対して、総合的な支援を行う。

山梨県では、産業技術短期大学校における専門課程及び高等技術専門校における普通課程の職業訓練を実施し、将来、職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために、基礎的な技能・知識を習得させるための長期課程の職業訓練を実施することから、安定所は訓練施設と連携し、訓練修了者の就職を支援する。

#### (6) ジョブ・カード制度の推進

労働局は、山梨県地域ジョブ・カード運営本部において策定した地域推進計画に基づき、運営本部の構成員や関係機関との連携の下、ジョブ・カード制度の着実な推進を図る。また、平成27年10月より新ジョブ・カード制度に移行したことから、新制度の円滑な運用及びその普及・促進を図る。

#### (7) ニートなどの若者の職業的自立支援の強化

山梨県若者サポートステーション・ぐんない若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）において、ニート等の若者のうち就労希望者に効果的な支援を行うため、労働局及び安定所はサポステとの連携を強化し、サポステに係る周知を行う。

#### (8) 非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現

労働局は、雇用情勢が着実に改善しているこの時期をとらえ、「山梨県正社員転換・待遇改善実現本部」にて策定した「正社員転換・待遇改善実現地域プラン」に盛り込まれた施策及び目標の達成に向けて、山梨県と連携して非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組を推進していく。

また、パートタイム労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保、正社員転換を推進するため、地方公共団体と連携し、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）の周知徹底等により、雇用管理改善の取組を促進する。

## 4 高齢者・障害者等の活躍促進

高齢者の雇用状況（平成27年6月1日現在）は、従業員31人以上の企業920社からの報告をまとめたところ、高齢者雇用確保措置が「実施済み」の割合は99.2%（913社）、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は72.0%（662社）であった。

こうした中、年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けて、企業への支援策の充実、高齢者の再就職支援の充実、高齢者が地域で働ける場の拡大等に取り組んでいく必要がある。

また、障害者の雇用状況（平成27年6月1日現在）は、民間企業（常時雇用労働者50人以上）における雇用者数（1,541人）及び実雇用率（1.83%）は過去最高を更新したものの、実雇用率は法定雇用率（2.0%）及び全国平均（1.88%）を下回っており、企業規模別にみると、未達成企業のうち91.4%は、300人未満の中小企業となっているなど改善すべき点も多く、市町村を始め公的機関における雇用状況は、改善は見られるものの、実雇用率及び達成機関割合ともに、依然として全国平均を下回っている状況である。

安定所を通じた障害者の就職件数については、平成26年度は579件（対前年度比8.8%増）となり4年連続で過去最高を更新した。その内訳をみると精神障害者の就職件数は232件と6年連続で増加した。

このような中、現在身体障害者及び知的障害者を基礎として定められている法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが平成30年4月より予定されており、障害者の雇用を推進するためには、事業主の障害者雇用に対する理解を促進するとともに、中小企業の障害者雇用への不安を解消していく必要があり、地域における就労支援体制の強化を図ることが重要である。

併せて、精神障害、発達障害、難病等の求職者に対しても、障害の特性に応じたきめ細かな支援を充実していく必要がある。

### （1）企業等における高齢者の雇用の促進

高齢者が意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働ける社会の構築に向け、企業等における高齢者の活用を促進することから、企業等における高齢者の雇入れに係る高齢者雇用開発特別奨励金等の拡充について、山梨県と労働局が連携の上、周知を行い更なる利用の促進等を図る。

### （2）シルバー人材センターの機能強化

高齢者の多様な雇用・就業機会を確保するため、シルバー人材センターにおいて、地方公共団体や経済団体等と連携した新たな雇用・就業機会を創出するための取組を支援するとともに、シルバー人材センターの機能強化を図る。

### （3）地域関係機関と連携した多様な障害特性に対応した就労促進

精神障害者、発達障害者及び難病患者の新規求職申込件数及び就職件数が大幅に増加していることを踏まえ、今後、精神障害、発達障害、難病等の多様な障害特性に対応し、よりきめ細かな就労支援を実施する必要がある。

このため、安定所は、地域の関係機関等と連携し、就職から職場定着まで一貫し

た支援を行うチーム支援、障害者と求人企業が一同に会する就職面接会、職業準備性を高めることが必要な特別支援学校等を対象にした就職活動や一般雇用に向けた心構え、必要なノウハウ等に関する情報提供等を行う就職ガイダンスの積極的な実施により、安定所のマッチング機能を強化し、障害者雇用の更なる推進を図る。

また、精神障害や発達障害等の多様な障害特性に対応するため、地域の就労支援機関に加え、医療機関や山梨県立こころの発達総合支援センター、大学等との連携体制を強化し、障害者トライアル雇用事業や山梨障害者職業センターによるジョブコーチ支援の活用など、きめ細やかな就労支援を実施する。さらに、難病患者については難病患者就職サポーターによる山梨県難病相談・支援センター等への出張相談など、山梨県との連携を図り、就労支援を実施する。

#### (4) 「障害者就業・生活支援センター」との連携による職場定着の推進

障害者雇用者数が4年連続で過去最高を更新している中において、今後は雇入れ支援のみならず、雇用された障害者の職場定着支援を強化していく必要がある。このため労働局及び安定所は、障害者就業・生活支援センター等との連携を図りながら、雇用された障害者の職場における定着を推進する。

#### (5) 雇用率達成指導の強化

労働局は、障害者の雇用率達成指導に当たっては、中小企業を重点対象とし、山梨県及び関係機関と連携し、計画的、効率的な指導を実施することにより、法定雇用率未達成企業及び公的機関の解消を図るとともに一層の障害者雇用を促進する。

#### (6) 障害者の職業能力開発支援の充実

山梨県立就業支援センターにおいて実施する障害者を対象とした職業訓練及び外部訓練機関等に委託して実施する障害者委託訓練について、障害者の雇用促進を図るために積極的かつ効果的な受講あっせんに努める。

### 5 地域における良質な雇用の創出・人材育成等

「まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）」に基づき山梨県が策定した「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、労働局は、地方公共団体による地方創生の推進に向けた雇用創出や人材育成・確保等の自主的な取組を支援する。

#### (1) 山梨県による産業政策と一体となった雇用創造の取組への支援の強化

良質かつ安定的なものづくり分野における雇用機会の創出に向けた取組を推進するため、労働局は山梨県が実施している製造業等の成長が見込まれる産業を対象として産業政策と一体となって実施する「やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクト」への支援を行う。

#### (2) 地域の雇用情勢に対応した雇用機会の創出

労働局は、地域雇用開発計画に定められた同意雇用開発促進地域において、地域

雇用開発助成金及び雇用促進税制の周知等による雇用創出に努める。

また、実践型地域雇用創造事業により県内各市町村の自主的な雇用創造への取組を支援する。

さらに、山梨県が創設した雇用創出奨励金制度について、連携して周知を図ることにより、雇用創出を支援する。

### (3) 福祉分野の人材確保に向けた支援の強化

甲府安定所に設置する「福祉人材コーナー」において、自治体等関係機関との連携のネットワークを構築の上、介護・医療・保育職種を対象とした求人者への助言、就職面接会、きめ細かな職業相談・職業紹介等、人材確保に向けた支援を強化するとともに、介護施設に対して山梨県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生対策の強化を図る。

また、山梨県看護協会ナースセンターによるハローワーク巡回相談を実施することにより、看護師等への再就職を希望する求職者に対し、連携した就職支援を行い、看護師等求人の充足の強化を図る。

### (4) 山梨県・訓練関係機関との連携強化及び適切な受講あっせん就職支援の実施

山梨県・訓練関係機関との連携強化を図ることにより、山梨県地域訓練協議会等を通じた公的職業訓練の総合的な訓練計画を策定し、訓練のコース設定、実施時期等を十分に調整する中で、人手不足分野における訓練コースの拡充に努める。

また、安定所においては、就職可能性を踏まえた適切な受講あっせんを行うとともに、訓練関係機関等との情報共有を図りながら確実な就職支援を実施する。

## III 雇用施策に関する数値目標

### 1 職業安定行政における数値目標の設定

労働局・安定所が取り組む雇用施策の主要事項について、数値目標を設定し、PDCAサイクルによる管理を行う。

項 目	平成28年度目標
就職件数（常用）	12,497件以上
求人充足件数（常用）	11,911件以上
雇用保険受給資格者の早期再就職件数（常用）	3,154件以上

#### ◎就職件数（常用）

安定所の紹介により常用就職した者の件数について、**12,497件以上**を目指す。  
(平成27年度推計実績就職件数 12,666件)

#### ◎求人充足件数（常用）

安定所の常用求人の充足件数について、**11,911件以上**を目指す。  
(平成27年度推計実績充足件数 12,117件)

◎雇用保険受給資格者の早期再就職件数（常用）

基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して早期に再就職する者の件数について、**3, 325件以上**を目指す。

（平成27年度推計実績就職件数 3, 490件）

**2 山梨県と共同で定める数値目標**

目 標 項 目	平成28年度目標
「ジョブカフェやまなし」 における就職者数	<b>1, 100人以上</b>

（平成27年度実績 1, 085人）

目 標 項 目	平成28年度目標
「山梨県求職者総合支援センター」 における就職者数	<b>675人以上</b>

（平成27年度実績 ●●●人）

目 標 項 目	平成28年度目標
「山梨県子育て就労支援センター」 における就職者数	<b>225人以上</b>

（平成27年度実績 ●●人）

目 標 項 目	平成28年度目標
「やまなし・しごと・プラザサテライト」 における就職者数	<b>150人以上</b>

\* 「山梨県求職者総合支援センター」及び「山梨県子育て就労支援センター」の平成27年度実績については確定後に記載予定。